

新たな産業の育成トレーラーハウス(モビルホーム)の活用

平成 27 年 10 月 09 日

移住交流人口の増加及び災害発生時の早期復興対策
トレーラーハウス(モビルホーム)の活用

日本 RV 輸入協会 会長
(株)カンバーランド・ジャパン
代表取締役 原田 英世

トレーラーハウス(モビルホーム)の活用の理由

先進国では 2 地域居住や交流の場として RV パークと言う形で活用しております。

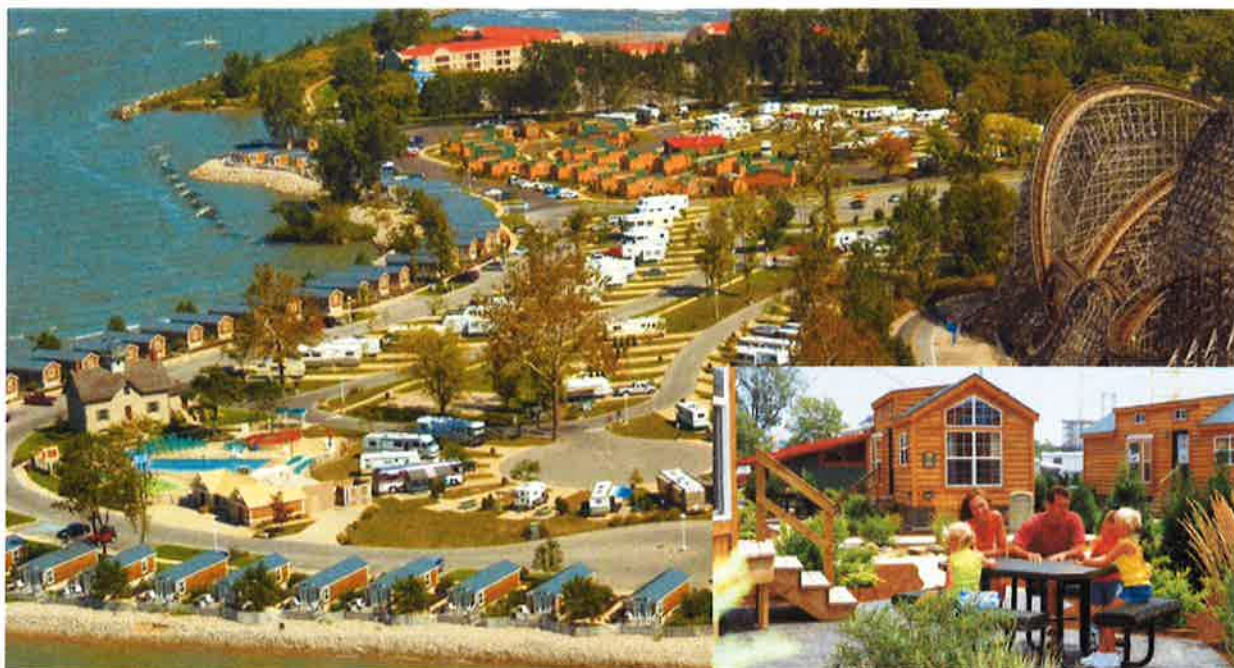
訪問者の滞在時間を延ばす方法の一つが宿泊です。都会の快適性をもったホテルの様なコテージを設置遊休地に受け皿「キャブ場やクラインガルテン」を用意し、(お試し宿泊等)そこから定着を促進します。

実際に地元に触れ親しむこと(人が肌で感じる事)が重要であります、都会の快適性をもったホテルの様なコテージ「モビルホーム(トレーラーハウス)」は移動できるという特徴を持っております。

しかしながら日本には、「モビルホーム(トレーラーハウス)」に製造基準が無い為、日本の基準に合った製品を活用する事を提案するものであります。東日本大震災を機に被災地で急増したトレーラーハウスは、無秩序に輸入、製造され、各地に設置された事から平成 24 年末国交省自動車局は「道路輸送基準」を明確化しました。それまでは平成 9 年 3 月「国交省住宅局」より建築物から例外として扱う通達(住指 170 号通達)のみによって運用されてきました。

当社の提案は輸送上安全(最小回転半径や安定傾斜角、ブレーキ制動)を満たし、建築基準に準拠(吸気、換気、科学部質)した製品を移動できる様に設置し災害時には広域で早期復興に役立てる提案です。

* (米国RVパークの活用から FEMA 連邦災害対策局の被災支援システム)



楽しみの場の設置「そこには現代の快適性が必要」古民家隣接で快適な就寝もできます。

各都道府県建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長

トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて

近年、キャンプ場において、トレーラーハウス(車輪を有する移動型住宅で、原動機を備えず牽引車により牽引されるものをいう。以下同じ。)を利用する例が増加しており、その建築基準法上の取扱いについて疑義を生じている向きもあるため、今後、その取扱いを下記のとおりとすることとしたので遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、貴管下特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いする。

記

トレーラーハウスのうち、規模(床面積、高さ、階数等)、形態、設置状況(給排水、ガス、電気の供給又は冷暖房設備、電話等の設置が固定された配管・配線によるものかどうか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかどうかなど)等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築基準法第2条第1号の規定する建築物には該当しないものとして取り扱うこと。



トレーラーハウスを「移動型住宅」として取り扱うための取扱い基準を定めることについて

今般、建設省建築の企画推進課(第1部)より「基準緩和認可制度」に関する事項、建設省の取扱いの取組み等についてお知らせいたします。ご留意ください。

1) トレーラーハウスの取扱い
トレーラーハウスについては、移動型の建築物に関する制度、建築物の基準等には一部適合していないものが多いため、原則、国内の取扱いとしては取り扱っていません。

今般、平成22年3月31日に発生した東日本大震災以降、避難、事務所等、災害地帯において利用したいと希望する方も、移動型住宅のトレーラーハウスについて、建築の制限や申請の煩雑への懸念等の理由など、国内の取扱いを改善するための取組を実施することとなり、建築物の認定を行うことで、その一時的な活用ができるよう取組を進めました。

なお、建築物の認定を受けずトレーラーハウスの取扱いについては、建築基準法(昭和25年法律第109号)第24条の臨時通行の許可を受けなければならない。

2) 建築物認定を「トレーラー」の項目で利用
認定の取扱い等の観点から、基準緩和の認定を受けずトレーラーについて、建築の取扱いを改善して活用したいとの要望も踏まえ、建築物の認定を受けず建築物として建築物の取扱いを改善して活用することを取組ました。

国土交通省としては、国内の取扱いを改善するだけでなく国際基準を遵守しているため、安全な取扱いを行うことがいふ考えであります。



基準緩和認定背景(国交省自動車局)

平成23年11月に起きた東日本大震災を機に急増したトレーラーハウス

国内製造や海外からの輸入で無秩序に輸送や設置された事により日本の基準を明確化「基準緩和認定」及び「特殊車両通行許可」の取組を義務付けた事により公道の輸送が明確化した。

また、日本の建築基準に準拠した「移動型住居・店舗・事務所」の活用は消費者への安心と安全が担保される事からこれらの日本基準を準拠できる製品を日本型「モビルホーム」称します。

特殊車両通行許可を受ける製品

【本体全長12m】【幅幅2.5m】【高さ3.8m】の何れかを越え

日本の基準で輸送し易い(許可)製品

【連結全長21m】【幅幅3.5m】【高さ4.2m】未満の製品

「移住・交流のための一時的な活用」による地域の活性化及び災害時における活用ができます。

トレーラーハウスで何ができるか
 災害発生時の早期復興（米国事例⇒日本の将来へ）

1、地域の活性化に活用



2、国内備蓄



3、災害時活用



4、新たな産業となる



1、クラインガルテン

農業支援・過疎地医療施設・移住交流



2、全国の遊休地利用

廃校跡地・公営キャンプ場・道の駅



3、発災時（現地へ移動）

集会所・店舗・住居等

緊急時～復興時の数年間



4、新たな産業による経済

建築業・間伐材等の活用と参入事業者の売上

日本一夕日が美しいと言われる千畳敷温泉の集客の場として活用

* お客様の宿泊施設（民間活用）。



交流の場と防災モバイル3-

全国の各種活用例「自治体含む」

多彩なデザイン、豊富なバリエーション、住居タイプ設置例



全国各地で交流の場所として活用

オフィスや商業施設など使い方は自由! 店舗タイプ設置例



河川敷に設置等、移動店舗として活用

全国各地での活用紹介(自治体や公共的な活用1)

- 各地の自治体で活用化のために「河川敷のスポーツ施設」「大型イベント会場」「農地での住まい」「駅前公園での地元地産農産物店舗」他多数、活用頂いております。
- 首都圏下型地盤「購入」「統合防災対策研究プロジェクト」としてH26年から試験活用も始まりました。



福島、東京、長野地域交流の場所として

全国各地での活用紹介(自治体や公共的な活用2)



東京(河川敷)、長野オリンピックプラザ

全国各地での活用紹介(自治体や公共的な活用3)



日本の基準に適合しているため寒冷地等、北海道、小児科、被災地支援が行う事ができます。

全国各地での活用紹介(自治体や公共的な活用4)



被災地活用例 (中越沖、東日本大震災)

2007年新潟県中越沖地震時、越前市のえんぱり商店街にて街の復興の一歩として活用されました。



★アメリカでFEMA (連邦災害対策局) と言う組織があり常時トレーラーハウス等の(中略)活用し、災害時に被災地に移動、被災者達の避難先等として活用し、役目が終わったら撤去の上、元の地にて再活用するシステムが構築されています。



東日本大震災での活用事例



災害復興の活用事例



長野県大型リゾート土砂崩壊での活用事例



自治体(公共)の活用例 (東北地方大震災5)



中村製菓さん寄贈(飯沼地)

宮城県女川町(生活学習センター) 学校のグラウンドに設置された いずれ移動の準備が来る

学習の場所「教育委員会」

自治体(公共)の活用例 (東北地方大震災6)



移動できる市場

宮城県石巻市(復興マルシェ) 防潮堤工事時期は移動する プレハブ店舗は解体処分となる

市民、市民、皆の買い物場所として



早期に事業を開始する事ができた (明るくモダンな宿泊所) H24年12月開業
* 建築確認も取得した「宮城県女川町旅館組合」

運用システム図

トレーラーハウスの活用

「一般活用(備蓄)」
リース等2年～5年活用

「災害発生「集めて活用」」
復興まで等2年～5年活用

「一般活用(備蓄)」
償却まで数年活用(備蓄)

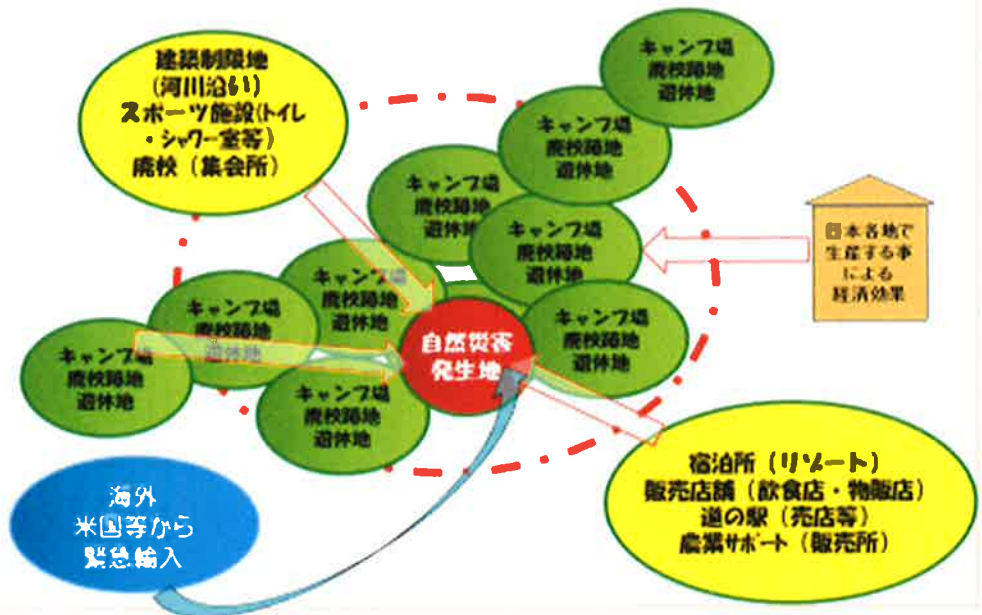


別荘地・キャンプ場で
活用されていたRV



トレーラーハウスの活用 (災害発生時) 各地から集めて活用

災害発生時から数か月、更には数年と外部から来た人たちが地元での集会所や飲食店等が必要になります。全てが被災している中、外部から持ち込み復興と共に外部に戻す手段は海外では実証されており特にモービルホーム等RVを米国のFEMA(連邦緊急事態庁)等は活用します。そのために国内備蓄は必要であります。(米国の備蓄500万台とも言われています)



発災後、日本独特の土地利用の制限を解消できる)

発災後の現状

土地はあるけど活用できない被災地

- ①、公共施設は被災者のために使用、「応援隊の場所が無い」
- ②、区画整理等が終わらないと建物が建てられない（家族が離散）
- ③、災害を期に新しい街づくり「都市計画」等が決まるまで使えない
- ④、代替え地が決まるまで使えない
- ⑤、土地の権利(担保)にならないので資金運用ができない

1年から数年間(中間支援期)

①から⑤理由で地元を離れる人が多い

金銭的に可能、子供が小さい、働いている等、1年が重要であり3年も待てない。
阪神淡路大震災、中越沖地震、東日本大震災等では3年後からの自宅再建は少ない

他の地で生活が始まるとなかなか戻れない

発災後 ⇒ 時間の経過と共に地元を離れてしまう

発災後は「応援隊やボランティアの事務所・住まい」
「被災者の家族の場所」、「被災者の店舗、事務所として商売復帰」
「応援会社の店舗や事務所」、「レンタルやリースによる事業所」等の活用

移動できる製品だから

しばらくの間「住、店舗、事務所等」として活用する
都市計画や権利が明確になったら(移動、転売等、他の場所で活用)する。

落ち着いたら「自宅、事務所を建てる。」

安心の日本仕様

定着人口増加のために日本規格に合った製品を活用し、新たな防災対策と新しい産業の育成できます。



和室(畳・囲炉裏等の仕様)

木のぬくもり(県産材の使用)



- 1、ゆったりバス
- 4、床暖房
- 7、瓦風屋根仕上

- 2、シャワートイレ
- 5、木の内装(ヒノキ仕上)
- 8、その他

- 3、畳部屋
- 6、IHキッチン



日本での活用条件

建築物との違いを明確にした製品であり移動する事を前提とした製品である事の周知徹底
「移動型住居・店舗・事務所」は中長期に活用される事から日本の基準(吸換気や化学物質等)
を準拠する様、基準を明確にする。

権利証(車検証や登録証)等の発行を一定以上の製品に義務付け、ファイナンス上の権利を付
ける事により「企業の福利厚生が進む」

2 地域居住や交流、災害時の活用には豪雪、寒冷地仕様で日本の基準に準拠した製品を活用
する事が人に優しく安心して活用でき、平時のメンテナンスも容易です。

新たな産業の育成

建築業者等の新たな産業として事業者の売上増になります。

日本で製造され海外への輸出が可能な産業へと成長します。(既に米国等は各地へ販売)
県産材や間伐材を活用し地元の材料の活用と若者の育成事業になります。

会社概要

(株)カンバーランド・ジャパン

長野県長野市南長池 337-1 (オリンピック会場M-ウェーブ隣) TEL: 026-221-9997

URL: www.mobile-h.net or www.Thno1.com

- 1991年、アメリカでモバイルホームとの出会
- 1992年、日本へ輸入開始
- 1995年、法人設立
- 1995年、阪神淡路大震災の復興に納品
- 1998年、長野駅東オリンピックプラザ、
ラーメン横丁(10台納入)
- 2005年、日本向けの製造を開始。
- 2011年、東北地方大震災による各地に
設置「宿泊村、復興マルシェ、
1本松茶屋等」
- 2012年、新工場新築と販路の拡大
- 2013年、特許取得(バリアフリー構造)
- 2015年、首都大学東京と総合防災研究

被災地納入実績: 110台以上
全国納入実績 : 1000台以上

